

「神戸市建築基準法施行細則の一部改正(案)」に対する  
市民意見の概要及び意見に対する本市の考え方

意見提出件数1件(1名)

市民意見の概要	神戸市の考え方
<p>1 中間検査の添付図書に関して、基礎の構造耐力上主要な部分に関する図書として、杭基礎の杭頭処理(基礎と杭頭との接合)に関する書類も提出(添付)について義務付けが必要と考える。</p> <p>杭基礎を採用した場合、地盤が沈下しても杭基礎により基礎は沈下しないため、風荷重や地震時の水平力に抵抗するための基礎の底面摩擦力が期待できないため、建物全体の安定性(主に滑動抵抗)に関する確認を入念に行う必要がある。また、布基礎の場合、変位後に杭頭と基礎とがずれてしまうと不同沈下が発生する恐れもある。そのためにも杭頭処理は早い段階で公的な機関による確認が必要だと考える。</p> <p>なお、直接基礎であっても、布基礎の場合は、基礎と地盤高さの関係及び布基礎下面から地盤面までについて受働崩壊角を明示した図面の添付が同様の理由により必要だと考える。</p>	<p>本細則第2条で定めている図書は、法第6条第1項第4号に掲げる建築物について、建築基準法施行規則第4条の8第1項4号に規定する「特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要がある」ものとして定めています。</p> <p>ご意見をいただいています内容及び細則で規定する図書以外については、建築物の計画に応じて、建築基準法施行規則第4条の8第1項1号、2号及び第4条の15第1項第1号の規定により図書等の提出を個別に求めています。</p>